

無災害記録証授与内規

(目的)

第1条 この内規は、企業の労働災害に対する関心を高め、自主的安全管理活動を推進することにより、労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、奈良県内における労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第2条第2号に掲げる業種に属する事業を除く）又は飲食店に適用する。

(表彰基準)

第3条 無災害記録は、第1次無災害記録、第2次無災害記録の2段階とする。

1. 第1次無災害記録時間数は、労働省労働基準局長の定める無災害記録証授与内規による第1種無災害記録時間数の4分の1とし、10,000時間未満の端数は、切り上げるものとする。
2. 第2次無災害記録時間数は、労働省労働基準局長の定める無災害記録証授与内規による第1種無災害記録時間数の2分の1とし、10,000時間未満の端数は切り上げるものとする。

(無災害記録の算定)

第4条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2. 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2「身体障害等級表」に掲げる身体障害を伴うものとする。
3. 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらずその事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

(記録証の申請)

第5条 記録証の授与を申請しようとする者は、様式第1号により所轄労働基準監督署長を経由し、奈良労働局長あて申請するものとする。

(記録証の授与)

第6条 無災害記録証の授与は、所轄労働基準監督署長の推薦により奈良労働局長が行うものとする。

(記録証の様式)

第7条 記録証は、様式第2号によるものとする。

附則

(適用年月日)

この内規は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に樹立された記録について適用する。